

関係機関との連携 —65歳・18歳移行時—

令和 6 年度 第 2 回 市地域自立支援協議部会

65歳移行時の課題について

社会保障制度では「保険優先」の原則により、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスが優先されます。

しかし、障がいのある方の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様で、一律に介護保険を優先することが適切かどうかは容易に判断できません。特にセルフプランの利用者においては、65歳を境に介護保険が優先されることで、従来のサービスが受けられなくなる等ミスマッチが生じる懸念があります。

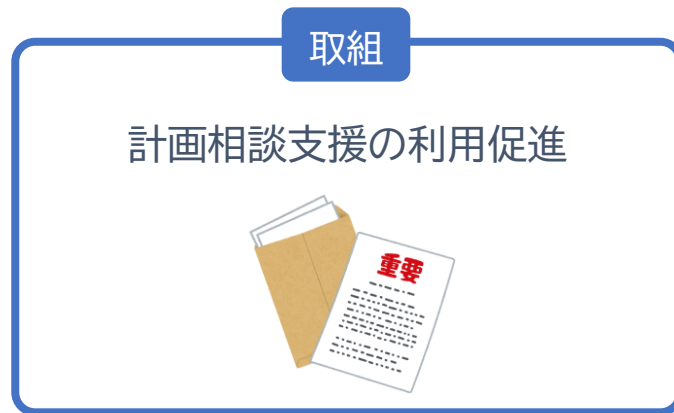
また、ケアマネジャーが障がい特性や障がい福祉サービスについて十分理解していない場合や対応の経験不足等により、介護保険サービス利用後に、従来よりもサービス量が引き下がったり、利用内容が制限されたりするなど、障がいのある方がこれまでの暮らし方を継続できず、生活に支障が生じることがあります。



課題への対応

- 取組 1 セルフプランの利用者に対して、計画相談支援の利用勧奨を行う
- 取組 2 ケアマネジャー等に対して、制度等の周知啓発を行う

【取組1】 計画相談支援の利用促進



相談支援専門員が、利用者の状況をよく理解し、適切なサービスの組み合わせなどを提案して、ケアマネジャーと調整を行うことで、利用者が必要な支援を受けやすくなる

取組内容

令和7年中に、64歳を迎えるセルフプランの方を対象に、計画相談支援の利用に関する勧奨文書を送付

- 送付時期：令和7年1月
- 対象者：居宅介護 または 重度訪問介護 のいずれかを
利用している方（支給決定を受けている方）
- 対象者数：110人

*勧奨文書の送付に合わせて、区、基幹C、相談事業所へ連携・協力を依頼

取組後の状況

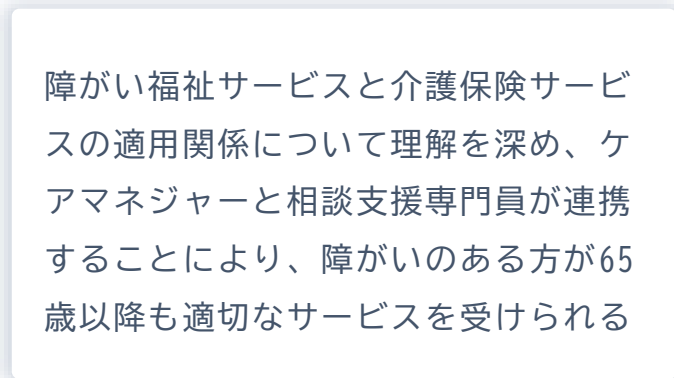
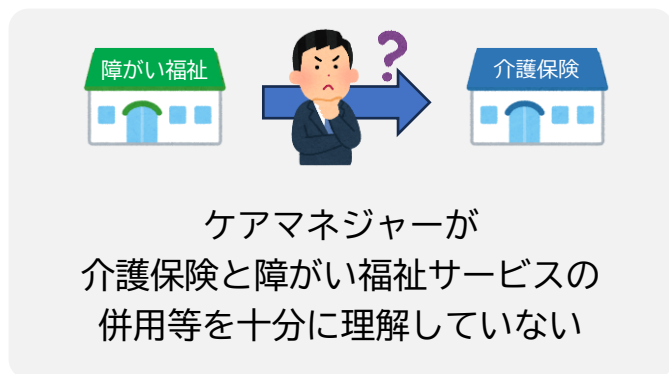
勧奨文書を受けて、問合せが寄せられた。

- 問合せ件数：8件（本人：5件、支援者：3件）
- 問合せ内容：困りごとなどがあれば、ヘルパーや通所中のサービス事業所に相談しているが、相談支援専門員をつけなければならないのか

セルフプランで、これまで支障なく障害福祉サービスを受けることができていることから、計画相談支援の利用にメリットを感じられない方が多く、相談支援につながっていないと思われる

➤ 計画相談支援の利用に向けては、利用のメリットなどを反復・継続的に説明していく必要がある

【取組 2】 ケアマネジャー等への周知啓発



1. 集団指導を活用した周知啓発

- 介護保険事業者：令和6年7月～9月 実施
- 指定障がい福祉サービス等事業者：令和6年10月～令和7年1月 実施

2. 適用関係に関するホームページ作成

障がいのある方の介護保険サービス利用について、相談支援事業所と居宅介護支援事業所の双方から確認できるようホームページを作成（令和6年12月公開）

集団指導やホームページを通じた周知啓発の実施により、ケアマネジャーや相談支援専門員が障がいのある方の介護保険サービス利用についての知識を深めることで、より適切で効果的な支援を提供できることが期待される



障がいのある方の介護保険利用について

ページ番号：636041 2024年12月2日

障がいのある方の介護保険サービス利用について

介護保険制度の対象となる65歳以上の方及び特定疾病（16疾病）による40歳以上65歳未満の方については、障がい福祉サービス等に相当する介護保険サービス（下表参照）がある場合は、原則として介護保険サービスを優先して利用することになります（障害者総合支援法第7条）。

ただし、介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス固有のもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）と認められるものについては、障がい福祉サービスの利用が認められています。

なお、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、例えば、生活介護、短期入所を利用している場合であっても、本人、ご家族、相談支援専門員等の支援者から意見を聞き取り、障がいのある方の個別の状況に応じ、介護保険サービスだけでは十分な支援が受けられないと判断した場合は、障がい福祉サービス等の利用ができます。

障がい福祉サービスを利用されている方が介護保険サービスを利用するにあたっては、障がいのある方が適切なサービスを受けられるよう、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が連携を行いますので、相談支援専門員、介護支援専門員にご相談ください。

障がいのある方が介護保険サービスを利用し始めた後も、必要なサービスを適切に利用しながら安心して暮らし続けられるようにするためには、相談支援専門員とケアマネジャーの連携が重要であると考えます。

今回の取組を踏まえ、セルフプランの利用者とケアマネジャー等の双方に対しての取組を継続的に実施することにより、高齢障がい者の介護保険への移行をサポートしていきます。

変わるサービス、変わらぬ支援



利用者へのアプローチ

更新手続きを活用した 計画相談の利用勧奨

自立支援給付等の更新手続きを活用して、セルフプランの方へ送付する更新申請勧奨案内に、計画相談支援を利用するメリット等を記載するとともに、適宜、区窓口での更新手続きの際に職員から声掛けする等、
計画相談支援の利用促進を図る



ケアマネジャー等へのアプローチ

集団指導等の機会を 活用した周知・啓発

ケアマネジャー、相談支援専門員双方への周知啓発を通じて、相互の制度の理解を深め、介護保険移行における連携の促進・充実を図る

- ・ 集団指導での周知啓発
- ・ 市HP「障がいのある方の介護保険利用について」での周知



18歳移行時の課題について

課題

- これまで放課後等デイサービスなどを利用している児童について、18歳移行時には、サービス体系が大きく変化する。
- ライフステージが変化するこのタイミングにおいて、例えば、生活介護や就労継続支援、グループホームなど、各種サービスをスムーズに受けることができるようにする必要がある。



取組1

障がい児相談支援の利用促進

15～18歳のサービス利用者の更新手続き時に「障がい児相談支援のチラシ」を封入

- 実施時期：令和7年5月から実施（予定）
- 内容：セルフプランの児童を対象に、通所サービス利用計画の作成等を通じて、障がい児相談支援とつながる関係を構築し、18歳移行時にも引き続き計画相談の利用を促進する

取組2

18歳になったら使えるサービス等の周知

わかりやすいパンフレットを作成

- 実施時期：令和7年度中（予定）
- 内容：進学や就労、くらしに関わるライフステージの変化を踏まえ、利用可能なサービスをわかりやすく掲載したパンフレットを作成し、対象児童や家族をはじめ、関係機関などに広く周知する（ホームページにも掲載）